



ヘイトハラスメント裁判を 支える会 会報 Vol.20

発行
2021年4月20日

事務局 〒544-0031 大阪市生野区鶴橋 2-15-27NPO 法人多民族共生人権教育センター内
TEL:06(6715)6600 FAX:06(6715)0153 E-mail: info@taminzoku.com
WEB: <http://moonkh.wixsite.com/hateharassment>



<https://www.facebook.com/HateHarassment>



@HateHarassment

控訴審第1回口頭弁論期日の報告

南部 秀一郎（原告訴訟代理人弁護士）



入廷する弁護団、支える会の支援者（解放新聞社提供）

ヘイトハラスメント訴訟は、皆様のご協力もあり、2020年7月2日に大阪地裁堺支部より原告勝訴の判決を頂きました。しかし、原告被告双方より控訴し、原告側からは新たに会社のヘイト文書配布の差し止めを内容とする訴えの拡張、変更を行いました。地裁判決の内容や、訴

えの変更については支える会会報19号において、詳しく説明をしています。本報告では、控訴提起後の訴訟の状況を控訴審の第1回期日の報告とともに述べていきます。

1 被告人会長、会社の控訴

被告人会長、会社はともに2020年7月6日付で控訴状が提出されました。これは判決の翌週の月曜日です。その後、控訴理由書が提出されましたが、その内容は端的にいうと、原告の被害は単なる不快感に過ぎず、被告は原告の思想信条の自由を侵害しておらず、地裁判決は権利侵害のおそれをもって損害賠償を認め不当だというものでした。また、双方から会長や会社の表現の自由が侵害されている、今回の判決で会社会長以外にも侵害が広がるなどという主張が繰り返されていました。

2 原告の控訴

一方、原告側も控訴を行いました。その内容は既に支える会会報19号において報告済です。

3 控訴答弁書の提出

続いて、原被告双方は答弁書を提出しました。被告答弁書は、会長会社の連名での提出となり、内容的にも理由書の繰り返しでしかありませんでした。

一方原告からの控訴答弁書においては、被告会社会長の主張に対し、会長らの表現の自由の強調や被害の矮小化をとらえ、会社という場であることや従業員の関係上の弱さ、また被害についてはヘイトスピーチの法規制が進む状況を述べ、会社会長の控訴自体が本件の問題を全く無視したものであると結論付けました。

4 進行協議期日

控訴での書面提出を見て、12月には原告、被告双方の代理人が出席し、進行協議が行われました。まずこの進行協議においては尋問についての打ち合わせがなされました。なぜなら、この間に被告側からは新たに2人の幹部社員の尋問の申し出があったからです。また、原告も控訴審で新たに差し止めを求める以上、原告が損害賠償判決では止まらない被害の状況を尋問で述べる必要があります。控訴審での原告の再度の尋問を申し出ました。加えて、レイシャルハラスメントに関する欧米での取り組みについて、特に大学や会社でのレイシャルハラスメントポリシーについて裁判官から強い関心が示され、原告から追加の証拠提出がなされることになりました。

差し止めについては、差し止める行為を特定するために必要な行為目録を定めるために具体的に行為の態様をまとめることが原告側に求められました。

なお、この期日がなされた12月はコロナ患者の発生数が急増しており、進行協議期日の代理人の出席人数すら制限がされる状況でした。結果、口頭弁論でも傍聴人数が制限され、原被告に傍聴券を割り当てることとなりました。

5 第1回口頭弁論期日

第1回口頭弁論期日ではまず、期日間に提出された書面の確認がなされました。また、差し止めについて前項で述べたような差し止めの範囲となる行為の特定のための追加を裁判所が求め、追ってその部分を原告側から主張することとなりました。その追加を待って次回期日以降原被告でやりとりが行われることとなり

ます。

さらに、既に決定していた次回期日（2021年4月20日14時）に加え、次々回（6月1日10時30分）、さらにその次の期日（7月13日14時）まで決まりました。これは、先に大法廷を確保し、控訴審での審理を早めるためだと思われます。そして、7月13日の期日については、尋問期日となるのではないかという話を裁判長が述べました。ここで、被告人側証人として申し出があった人物について述べると、元韓国籍であったというバックグラウンドを持つ社員です。これらの社員に会社内に差別がないとの主張を行わせる様子です。

その後、原被告双方から意見陳述がされました。原告側からは村田弁護士長が控訴の趣旨、差し止めを求める趣旨を述べ、控訴審では、この裁判は労働者が職場内で差別にさらされない職場環境を求めるものであること、労働者の思想信条の自由、市民的自由を保障し、自由な人的関係を形成する権利を保障するものであることを忘れずに、判断がなされることを求めました。

続いて原告本人からは、地裁判決後の文書配布の状況と心情が述べられました。その中には判決のネットニュースの記事とともに「本国に帰れば」とか「金目当て」などというコメントが付されているものもあり、また、同じ職場の社員の感想文も配布され、原告が社員と口頭で仕事の話をするのはばかられる状況であることが語られました。その中にありましたが、地裁の提訴後の社員の感想文の中に「これから本物のヘイトスピーチが始まる」という脅迫めいた内容のものがありました。判決後の会社内の状況はこの内容に沿ったものといえるかもしれません。

被告側からは被告側の書面に沿った意見陳述がされました。

6 最後に

控訴審はコロナの第三波の中、傍聴に制限がある状況で始まりました。支える会の皆様には中々お会いすることもできず、裁判の状況がわかりにくかったこともあったと思います。しかし、原告は今でも従前と変わらない、いやひどくなっている会社で働きながら、訴訟を闘っています。変わらず支援をいただければありがたいです。



期日後、オンラインで開催された支援者集会で報告する
村田弁護団長（左）、右は司会の朴洋幸（支える会）

原告からのメッセージ：控訴審が始まりました

2013年の秋、小雨が降る中、労働基準監督署に向かった。持てるだけの資料をもって相談に行った。それが、私が始めて外に助けを求めて起こした行動だった。子どもの学校の運動会の予備日で一応休みを取っていた日だった。前の日にキャリアバックに詰めていた資料は当日が雨だったのでリュックに詰め替えて、傘と手提げの袋2つにも追加で持てそうな分の資料を入れて電車に乗った。過去に配布されてきたものの量(全部では無いけれど)と目に写る内容を見てもらうことで、上手く言葉で言えなくても、会社で起きていることがいかに酷くておかしなことか解ってもらえるはずと考えた。

行為する側の権力や権限が強ければ強いほど、一部の人たちはより積極的に感化されその行為を取り込み、自ら表現し褒められ、重宝される。会社の上司ほど競い合うようにその行為を賞賛し、倣うようにと部下に勧めることを繰り返す。そんな雰囲気の中、私の周りは横並びに、できる限りスルーしてやり過ごし続けてきた。私もその一人だった。でも、会社の中で、資料配付を受け止めさせられる従業員としては同じでも、向けられた差別や偏見、時に攻撃的な言葉や排除を呼びかける中身に受けてきた衝撃や傷は違う。そんな行為や考えを受け入れて媚びることを選べない中、会社で配布される資料によって直接、何度も何度も蔑まれ、嫌悪や憎悪を向けられる側に属する自分と向き合わされ続けるにも限界がある。ましてや、そんな人たちが推奨する教育を子どもに受けさせようとする行為に加担までさせられてしまったことが、結果、動くことの後押しになった。

資料をできるだけ多く携えて労働基準監督署に行ったのは「気にしすぎる個人」にされないよう、そして「我慢する」か「無理なら辞める」という2択の解決策が提示されてしまわないようにと身構えていたのだと思う。だから、自分のしんどい気持ちや常識的なこととしておかしいのでは？なんて言い分ではなく客観的なところでの判断につながる資料を持って行くことを意識していた。結果は・・・「今の日本の法律では会長・会社の行為を辞めさせることはできない」だった。正直、ビックリした。フジ住宅は、その名の通り住宅関連企業であり、業務とかけ離れた行為で在ることは疑いないと確信していた。しかも「一部上場」、ある意味日本を代表する企業だ。その立派な企業の中で起きている異常な事態に労働を管轄する公的機関でさえ黙る。その結果、2013年秋から7年、2021年4月に至った今、原告の私に向けられた非難やいつまで会社で働くのかという言葉が会長や会社によって配布されている。そこには誰が原告か気付いているだろう人が書いた文章も含まれている。

当時の労働基準監督署は私を救えないと判断した。でも対応してくれた人は、持って行った資料を一目見て「これはヒドイ。」「信じがたい」ってすぐに言ってくれた。上司に相談後、その人は今の法律では労働基準監督署では会社にこのような相談が来ていると私の名を出して電話くらいはできるけれど、止めさせる力は無い、その上で私の実を案じて「一人で言いに行ってはダメ。もし辞めさせられたら、その時には何かできるかもしれないけれど、行かない方がいい。」ってアドバイスをくれた。その人個人の言葉ではあったけれど、「おかしい、ヒドイ」って共感してもらえたことは良かったと思う。その言葉がないまま、ただ法律違反とまで断じることができないから私の訴えを却下する、だけの対応

だったら、その後を諦めていたかもしれない。

正直、こんなことを人生で自分がする場面が来るなどとは思ってもしなかった。安心できる人や知って欲しいと思う相手には自分のルーツや子どもへの思いを感じてもらえたらいいと思って接してきたとはいえ、基本的には、そういうことは出さないようにして、引っかからないように生きていこうって、自分の中だけで密かに誓ってきた。会社でも自然な会話として選挙権が無いくらいは言ったことがあるけれど自分から多くを話すようなことはしてこなかった。嘘はつけないけれど、敢えて自分の社会的立場やルーツ、思いについて触れることもしないつもりで働いてきた。日本では、なんとなくそういう話題は難しい。すごく勇気がいる。

とはいえ、そんな話をする関係がある人に資料を持って労働基準監督署に言ったことを打ち明けたときには、「一緒に行けば良かったかなあ」（色々な不安や葛藤もあってなかなか難しいけど）って言葉を聞くことだってできた。ただ、結果も結果で日本ではなんだかんだ言っても弱い側の訴えはなかなか救ってもらえないことを証明しただけだったかもしれない。そんな、表にはならない人たちの存在も感じながら今、なんとか働くことができています。

今、一審の判決が出て、その判決を都合良く解釈しての会社側の対応が続いている。

判決の請求額に対する慰謝料の割合が30：1だったことで、会社側の正当性が多く認められたなどと社内配布やホームページ、第三者を装う支持者のブログ等で社内に留まらず、日本社会に向けて発信されている。ちらっと見ただけでも、その中には排外的な呼び掛けや人を分断するような言葉が平然と載せられているよ

うだ。控訴審では、そういった対応を会社側に許す余地の無い判決を出してもらえないと、より長く傷つけられていくことになるのは、経験上身にしみている。今の状態から早く解放されたい。正直、常に裁判のこと、配付資料によって受けた傷や衝撃が頭から離れない中で、心から笑えない状態に拍車がかかってきている。特に一審の判決後には、削られた希望を自ら奮い立たせるだけで精一杯な時がある。早く素直に笑える時が戻って欲しい。今度こそ司法の判決が、私のような存在がフジ住宅で安心して働ける未来を実現する後押しとなることを願う。そして、そこからでも、会社・会長には変わって欲しいと思う。丁寧に人、一人一人の幸せを考える会社になって欲しい。

皆様、そういう会社が変わっていけるように、この裁判を応援してください。よろしく申し上げます。



裁判は大阪高等裁判所へ 再度 署名活動に協力をお願いします

大澤 恵美子（ヘイトハラスメント裁判を支える会事務局）

大阪地方裁判所で2020年7月2日に判決が言い渡され、フジ住宅による人種差別的文書の配布が人格権の侵害であり違法と判断され勝訴しました。署名活動や傍聴や寄付等多岐にわたり皆様にはご支援頂きありがとうございました。

しかし、勝訴ではありましたが判決内容に納得が出来ず、原告（以下彼女と記載）や弁護士、事務局の総意として控訴しました。

判決の中で 民族的差別を助長する大量の文章の配布事実が認定されました。その中で中国、韓国、北朝鮮の国籍や民族の出自を有する者に対して「死ねよ」「嘘つき」「卑劣」「野生動物」など激しい人格攻撃の文言を用いて侮辱している文書が配布された事が認定され、国籍によって差別的取扱いを受ける恐れがないという労働者の内心の静穏の権利は一層保護されるべきとの判断が示されました。

一方で、判決文の中で次のような判断が示されていました。

- ①韓国籍を有する原告を具体的に念頭に置いて記述された物ではない
- ②原告個人を侮辱し被告会社において疎外する事を内容とする物と読み取る事が出来ないため
- ③原告個人を対象とする行為とは認められず
- ④その結果、閲覧しなかった事によりなんらかの不利益を受けた

事がなく

- ⑤配布により他の従業員から差別的な言動を受けた事がなかった
- ⑥その内容や趣旨、目的、態様に照らして原告個人に向けられた差別的言動と認める事が出来ず
- ⑦これを認めるに足りる証拠もない
- ⑧それを配布した行為をもって、ただちに原告に対する差別的言動として違法であると評価する事はできないというべきである

彼女は韓国籍で本名で勤務しています

- ①名指しではないが 韓国籍であるすべての人を念頭にした記述であり
- ②名指しではないが 韓国籍を含む彼女達 韓国籍すべての個人を侮辱した文書であり
- ③韓国籍である彼女個人を含む侮辱行為であり
- ④閲覧しなかったとしても、彼女の職場ではそのような侮辱が配布されるといふ不利益が生じ
- ⑤他の従業員からの差別的な言動はなかったが、会長から悪意ある侮辱表現に線を引かれ強調された文章が韓国籍の彼女個人の机の上に置かれ
- ⑥本人の目の前で、または名指しで「死ねよ」「嘘つき」「卑劣」「野生動物」と言われないと差別的言動と認定されないのか
- ⑦韓国籍と特定して書かれ侮辱した大量の配布物は、彼女自身を名指ししなければ、権利侵害が認定される証拠にはならないのか
- ⑧会長がこれだけの民族的差別を助長する文章を配布した行為をもって、ただちに原告に対する差別的言動と認定されるべきだと思います。

国籍や民族は人格を構成する不可欠なアイデンティティであり、それを批判・侮辱される事は人格を否定される事でもあります。「韓国人は嘘つき」だという配布文書は決して彼女と関係がないと言えないのです。

名指しや直接攻撃がないから「彼女への差別的言動ではない」とされると、社内で集団（韓国人）という言い方であれば彼女の前で何を言ってもいい、何を配布してもいい、差別的言動ではない、彼女と関係ないということになってしまいます。

彼女はこの苦痛を受け続ける事になります。他の国籍、民族でも同様になります。それは許されない事です

今回の判決が出た後 彼女を直接攻撃する文章が多数配布されています。裁判をする彼女の事を「たかり」だと侮辱記載されたフジ住宅側を応援するブログも配布されました。「たかり」とは、「おどしたり泣きついたり金品を巻き上げまた食事をおごらせる」事です。そこで、彼女に対する個人攻撃を止めさせるため、今回の控訴審では「文書の差止め請求」も追加しました。

どの民族もどの信条もどの性別もどの出自もどの人種もどの国籍も尊重されるべきであり、侮辱される事がなく、どちらがいいどちらが悪いでもなく

彼女が安心して勤務できる職場を望みます。

この裁判では企業での教科書アンケートへの動員行為などの違法性についても争っています。詳しくは過去の会報を参照して頂ければと思います。

控訴審ではより良い判決になるように、大阪高等裁判所に宛てた署名の協力をお願いします。

直筆署名とネットでも署名も集めていますのでよろしくお願いします。

○署名用紙は、次の URL からダウンロードできます。QR コードもご利用ください。

<https://bit.ly/2Q6p9gM>



○インターネット署名は、こちらの URL から。QR コードもご利用ください。

<https://bit.ly/3uVIBLC>



今後の控訴審期日の日程について

ヘイトハラスメント裁判控訴審の期日は次の通り予定されています。

第2回期日 4月20日(火)午後2時～

第3回期日 6月1日(火)10時半～

第4回期日 7月14日(水)14時～

しかし、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況によって傍聴席の制限がおこなわれ、支える会として傍聴支援の呼び掛けを自粛する可能性があります。詳しい情報については、支える会のホームページ等でご確認ください。特に第4回期日は原告・被告会社従業員の本人尋問が行われる可能性がありますので、先行きが不透明ではあるものの、ご予定に加えておいていただければ幸いです。

資金カンパのお願い

これまでヘイトハラスメント裁判は、皆さんからいただいていたカンパによって裁判費用、活動費用を賄ってきました。控訴審が始まり、新たな費用が発生することによって、手元の資金が心許なくなってきました。経済状況が厳しいなか、大変心苦しいのですが、改めてヘイトハラスメント裁判を闘い抜くための資金カンパを、次のゆうちょ銀行口座までいただくことができれば幸いです。支える会の収支状況については、年1回の総会で報告をおこないます。

ゆうちょ銀行口座

名義：ヘイトハラスメント裁判を支える会（ヘイトハラスメントサイバンヲササエルカイ）

○ゆうちょ銀行からの振込の場合 記号：14040 番号：288301

○他銀行からの振込の場合

店名：四〇八（読み ヨンゼロハチ） 店番：408

預金種目：普通預金 口座番号：0028830